

	一般財団法人大阪マラソン財団 定款	
--	-------------------	--

令和 8 年 7 月 1 日 作成
令和 8 年 8 月 18 日 公証人認証
令和 8 年 8 月 18 日 一般財団法人成立

第 1 章 総則
(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人大阪マラソン財団と称し、英文名を Osaka Marathon Foundation とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、大阪マラソンを安定的に運営、発展させるとともに、ランニングスポーツの普及振興等を通じた府民の健康増進、大阪マラソンを通じた地域活性化及び都市魅力向上、発信に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 大阪マラソンの企画運営、魅力向上に関する事業
- (2) ランニングスポーツの普及振興等に関する事業
- (3) その他、法人の設立目的を達成するための事業

(公告の方法)

第 5 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 3 章 資産及び会計

(財産の拠出)

第 6 条 この法人の設立に際して、設立者は別表のとおり財産及びその価額を拠出する。

(基本財産)

第 7 条 この法人の基本財産は、第 4 条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産は、事業の中止や不測の事故の賠償など、やむを得ない理由がある場合に限り、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得ることにより、処分することができるものとする。

(財産の維持管理及び運用)

第8条 この法人の財産の維持管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、年1期とし、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 理事長は、この法人の事業計画及び収支予算書を作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の決議を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらずやむを得ない理由により、予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。ただし、事後において理事会の承認を得なければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告書
 - (2) 理事及び監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (3) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
 - (4) その他法令で定める帳簿及び書類等

(剰余金の分配)

第12条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い行うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第14条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

2 評議員会は、評議員のうちから評議員会議長1名及び評議員会副議長1名を選任する。

3 評議員は、この法人又はこの法人の子法人の理事、監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第2節 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受
- (9) その他法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

（招集）

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、理事会が指名した他の理事が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

第22条 理事長は、評議員会の開催の5日前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項に関わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（評議員会の議長）

第23条 評議員会の議長は評議員会議長がこれにあたり、評議員会議長に事故があるときは、評議員会副議長がこれにあたる。

- 2 評議員会議長及び評議員会副議長に事故があるときは、その評議員会に出席した評議員の互選により定める。

（定足数）

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって定足数とする。

（決議）

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の裁決するところによる。

- 2 前項本文において、議長は評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定に関わらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受
- (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

4 評議員又は理事及び監事を選任又は解任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第3項の決議を行わなければならない。評議員又は理事及び監事の候補者の合計数が第14条又は第30条に定める定数を上回る場合には、3分の2以上の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第26条 理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員の中から評議員会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規則)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第5章 役員

(役員の設置)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内

(選任等)

第 31 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事においても同様とする。

3 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 監事は、この法人又はこの法人の子法人の評議員、理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 32 条 理事は理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

2 理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号、以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

3 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

4 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める。

5 理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 33 条 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(4) 理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 34 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠して選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第 30 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 35 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 36 条 理事は無報酬とする。ただし、理事長に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

- 2 監事は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第 37 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人によるその理事の債務の保証取引
- (4) この法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取り扱いについては、第 47 条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第 38 条 この法人は理事又は監事の法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 39 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 40 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) この法人の事業計画、収支予算の決定
- (3) 第 4 条第 1 号に規定する大阪マラソンの大会運営に関する事項の決定

- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長の選任及び解任
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第 41 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求を行なったとき。
- (3) 監事が必要と認めて、理事長に対して理事会招集の請求を行なったとき。
- (4) その他法令に定める場合。

(招集)

第 42 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事長が指名した他の理事が招集する。

(議長)

第 43 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、その理事会に出席した理事の互選により定める。

(定足数)

第 44 条 理事会は、理事の過半数の出席をもって定足数とする。

(決議)

第 45 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、決議について特別の利害関係を有する理事を除くその過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項本文の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として加わることができない。

3 前 2 項の規定に関わらず、法人法第 197 条において準用する法人法第 96 条（理事会の決議の省略）の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 47 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会で選任及び解任する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 第3条の変更については、理事会において3分の2以上の多数をもって発議し、評議員会において、評議員全員の賛成を要する。

(解散)

第50条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するように努める。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、取り扱う個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 附則

第 57 条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。

第 58 条 設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

- (1) 設立者 大阪府
住所 大阪府大阪市中央区大手前 2 丁目
- (2) 設立者 大阪市
住所 大阪府大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 2 0 号
- (3) 設立者 公益財団法人大阪陸上競技協会
住所 大阪府大阪市東住吉区長居公園 1 丁目 1 番 ほか

第 59 条 定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。